

お知らせ

運転免許行政の適正な運用のためのご協力について(お願い)

◇北海道警察から◇

4月12日に京都市で軽ワゴン車が歩行者の列に突進し、通行人多数が死傷した事故の発生を受けて、昨年に引き続き北海道警察本部交通部運転免許試験課から、広報記事掲載の件につき、下記のとおり協力依頼がありました。

自動車等の安全な運転に支障を及ぼす恐れのある病気にかかっている方の運転免許取得・更新の適切な運用が求められており、医師に対し、交通安全と一定の病気にかかっている方の社会参加の両立を確保する観点から、患者さん等へ下記事項の周知について依頼があったものです。

各位におかれましても、趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

(北海道医師会総務部)

運転免許を持っている（または、取得しようとしている）患者さんへ
お話しいただきたい事項

運転免許の取得または更新をするときは、警察にご自身の病状を正確に申告すること

～申請書には、病気の症状の申告欄があります。～

運転免許の取得前に、必要に応じて、警察に相談されること

～道内の各運転免許試験場等では運転適性相談窓口を設置、相談をお受けしています。～

体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えること

～処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど。～

運転に支障のある状況が、長期間または頻繁にある場合は、警察に相談されること

※運転適性相談窓口では、一定の病気にかかっている方およびその家族の皆さん等からの運転免許に関する相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

<運転適性相談窓口>

道内の各運転免許試験場

札幌 011-683-5770

函館 0138-46-2007

旭川 0166-51-2489

釧路 0154-57-5913

帯広 0155-33-2470

北見 0157-36-7700